

企業内での人材育成に取り組む事業主の皆さまへ

人材開発支援助成金
人への投資促進コース
のご案内

「人への投資」を加速化するための
5つの訓練メニュー



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・ハローワーク

事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に、**訓練経費**や訓練期間中の**賃金の一部等を助成**する制度

デジタル 成長分野

高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練

高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練を行う事業主に対する高率助成

IT分野 未経験

情報技術分野認定実習併用職業訓練

IT分野未経験者の即戦力化のための訓練を実施する事業主に対する高率助成(OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練)

定額制 (サブスクリプション)

定額制訓練

サブスクリプション型の研修サービスによる訓練への助成

自発的 能力開発

自発的職業能力開発訓練

労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主への助成

教育訓練 休暇

長期教育訓練休暇等制度

働きながら訓練を受講するための休暇制度や短時間勤務等制度を導入する事業主への助成

人への投資促進コースの助成率・助成額

| 訓練メニュー | 対象者 | 対象訓練 | 経費助成率 | | 貸金助成額 | | OJT実施助成額 | |
|----------------------|-----------|-------------------------------------------|--------------------------|---------------|----------------------------|-----------------|----------------|----------------|
| | | | 中小企業 | 大企業 | 中小企業 | 大企業 | 中小企業 | 大企業 |
| 高度デジタル人材訓練 | 正規 | 高度デジタル訓練 (ITスキル標準 (ITSS) レベル3、4以上) | 75% | 60% | 960円 | 480円 | - | |
| 成長分野等人材訓練 | 非正規 | 海外も含む大学院での訓練 | 75% | | 国内大学院の場合 960円 | | - | |
| 情報技術分野認定実習 併用職業訓練 | 正規 | OFF-JT + OJTの組み合わせ の訓練 (IT分野関連の訓 練) | 60% (+15%) | 45% (+15%) | 760円 (+200円) | 380円 (+100円) | 20万円 (+5万円) | 11万円 (+3万円) |
| 定額制訓練 | 正規 非正規 | 「定額制訓練」(サブスク リプション型の研修サービ ス) | 60% (+15%) | 45% (+15%) | - | | - | |
| 自発的職業能力開発 訓練 | 正規 非正規 | 労働者の自発的な訓練費用 を事業主が負担した訓練 | 45% (+15%) | | - | | - | |
| 長期教育訓練休暇等 制度 | 正規 非正規 | 長期教育訓練休暇制度 (30日以上連続休暇取 得) | 制度導入経費 20万円 (+4万円) | | 1日当たり 6000円 (+1200円) | | - | |
| | | 所定労働時間の短縮と 所定外労働時間の免除制度 | 制度導入経費 20万円 (+4万円) | | - | | - | |

労働者の多様な訓練の選択・実施を可能する**定額受け放題研修サービス**
(サブスクリプション)を助成

定額受け放題研修サービス（定額制サービス）とは

1 訓練当たりの対象経費が明確でなく、**同額で複数の訓練を受けられる**
eラーニング及び**同時双方向型の通信訓練**で実施されるサービス

情報通信技術を活用した遠隔講習であって・・・

eラーニング

「LMS」（Learning Management System.）により、訓練の進捗管理が行えるもの

同時双方向型の 通信訓練

現受講中に質疑応答が行えるなど、同時かつ双方向的に実施されるもの

1 支給要件

訓練の要件

- 業務上義務付けられ、**労働時間に実施される訓練**であること
- **職務関連訓練**（職務に関連した専門的な知識および技能の習得をさせるための訓練）であること
- **OFF-JT**であること
 - ※ 広く国民の職業に必要な知識および技能の習得を図ることを目的としたものであることが必要であり、**特定の事業主に対して提供することを目的として設立される施設**によるサービスは除きます（例えば、インターネット上で、広く国民にサービスを提供していない施設によるサービスは、支給対象外になることがあります。）。
- 受講時間数を合計した時間数※が、支給申請時に**10時間以上**であること（下記イメージ参照）
 - ※ 合計に含めることができる時間数は、計画時に提出する「**定額制訓練に関する対象者一覧（様式第4-2号）**」に記載されている者であって、その修了した訓練の時間数の合計が**1時間以上**の者が実施した訓練に限ります。
 - ※ 実際の動画の視聴等の時間ではなく、標準学習時間（訓練を習得するため通常必要な時間として、あらかじめ受講案内等によって定められている時間）により時間数をカウントします。

2 助成率等

| | | |
|--------|------|-------------------|
| ■経費助成率 | 中小企業 | 60% (+15%) |
| | 大企業 | 45% (+15%) |

■支給対象経費

基本料金（受講料等）のほか、次の**オプション経費**も支給対象経費として認められます。

オプション経費

【対象】

訓練に直接要する経費が助成対象となります。例えば、「初期設定費用」「アカウント料」「管理者ID付与料金」「修了証の発行」「IPアドレス制限機能」「データ容量追加料金」「LMSの管理者研修」などは対象になり得ます。

【対象外】

訓練に直接要する経費以外のものは助成対象外となります。例えば、「タブレットレンタル」「ルーターレンタル」「LMSの入力代行サービス」などは対象外となります。

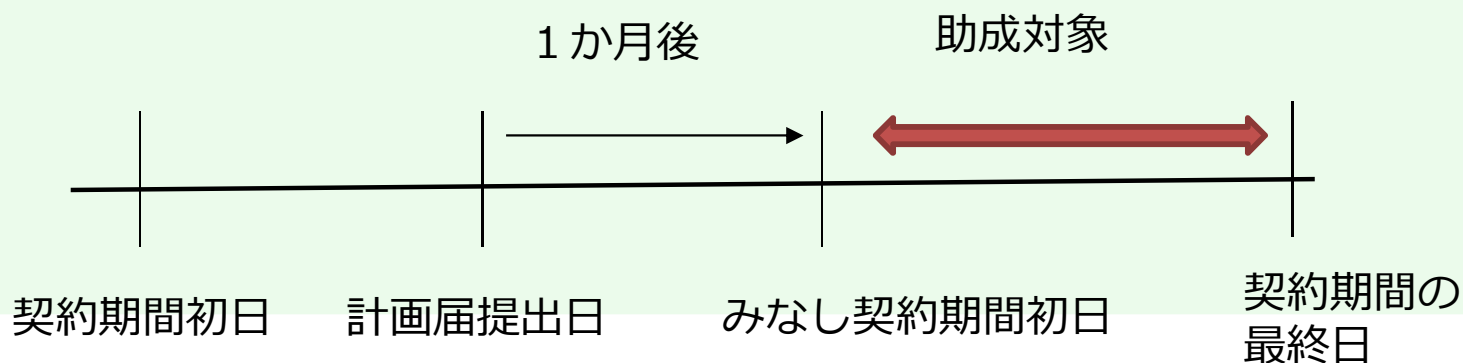
3 Q & A



既に契約済みの定額制サービスの利用が始まっている場合についても、助成対象となりますか。

A

契約期間の初日が令和4年4月1日以後の定額制サービスは助成対象となります。
助成される期間は、計画届を提出した日から起算して1ヶ月後を契約期間の初日とみなし助成しますので、契約期間の初日とみなした日**から最終まで日の期間**となります。
例) 契約期間の初日とみなした日から最終日までの期間が90日の場合は、全体の契約額のうち90日分に対して助成します。



自発的職業能力開発訓練

労働者の**自発的な職業能力開発**を支援する事業主への助成

1 支給要件

事業主の要件

- **自発的職業能力開発経費負担制度**を定めるとともに、その制度に基づき、被保険者に対して**経費を負担する事業主**であること

【自発的職業能力開発経費負担制度】

被保険者が、実施される訓練を自発的に受講する際に要する直接的な経費について、事業主がその全部または一部を負担することを就業規則などに規定した制度

訓練の要件

- **自発的職業能力開発経費負担制度**を利用し、被保険者が**自発的職業能力開発**を行うために**実施する訓練**であること
- **実訓練時間数が20時間以上**であること
 - ※ eラーニングにより実施する訓練および通信制により実施する訓練の取扱いは、P.44参照。
定額制サービスによる訓練については、標準学習時間が20時間以上であること。
- **職務に関連した専門的な知識および技能の習得をさせるための訓練（職務関連訓練）**であること

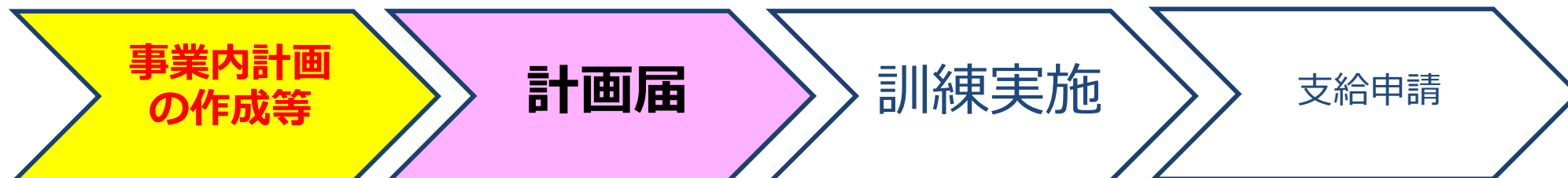
自発的職業能力開発経費負担制度の要件

- 事業主の自発的な訓練の経費補助割合が **2分の1以上** であること
- 制度を規定した就業規則または労働協約を、制度施行日までに雇用する**労働者に周知**し、制度施行日までに管轄する**労働基準監督署へ届け出たもの**であること
- **一般労働者等を対象**としたものであること
 - ※ 例えば、非正規雇用労働者であることのみを理由に、非正規雇用労働者を一律除外するような制度である場合には、助成対象となりません。

2 助成率

- **助成率**
中小企業・大企業 **45%** (+15%)
- **支給対象経費**
受講料等

定額制訓練の場合



訓練実施の1か月前までに・・・

Step 1 事業内計画の作成等

- **事業内職業能力開発計画**の作成（**経営理念・人材育成の基本方針と目標・雇用管理方針**など）・周知
- 社内で職業能力開発の取組みを推進するキーパーソンである**職業能力開発推進者**の選任

Step 2 計画届の申請

- **訓練実施計画届**と**年間職業能力開発計画**（所定様式）を訓練開始日から起算して**1か月前まで**（厳守）に必要書類を都道府県労働局に提出することが必要です。

人への投資促進コースの限度額など

資料P.10

1 事業所が1年度に受給できる助成金の限度額

| 訓練コース・メニュー | 1事業所1年度当たりの限度額 |
|-----------------------------|-----------------------------------|
| 人への投資促進コース (成長分野等人材訓練除く) | 2500万円 ※自発的職業能力開発訓練300万円 |
| 成長分野等人材訓練 | 1000万円 |
| 特定訓練／一般訓練コース | 1000万円 ※一般訓練コースのみ利用する場合は、500万円 |
| 特別育成訓練コース | 1000万円 |
| 教育訓練休暇等付与コース | 制度導入30万円 |

経費助成：受講者1人当たりの助成金の限度額

賃金助成：訓練期間中に支払われた所定内の賃金に対する助成

受講者1人当たりの受講回数の制限



資料P.10

～11

申請に向けて

厚生労働省のホームページ
「人材開発支援助成金」で検索

助成要件⇒ 人への投資促進コースのご案内
(詳細版)を確認

申請書類など⇒ 申請書類と書類一覧(チェックリス
ト)をダウンロード

経費助成：受講者1人当たりの助成金の限度額

| 訓練コース・メニュー | 実訓練時間数 100H未満 | 実訓練時間数 100~200H 未満 | 実訓練時間数 200H以上 | 大学 (一年度当たり) | 大学院 (一年度当たり) |
|----------------------|------------------|--------------------------|------------------|----------------|----------------------|
| 高度デジタル人材訓練 | 30(20) 万円 | 40(25) 万円 | 50(30) 万円 | 150(100) 万円 | — |
| 成長分野等人材訓練 | — | — | — | — | 国内150万円 <海外500万円> |
| 情報技術分野認定実習併 用職業訓練 | 15(10) 万円 | 30(20) 万円 | 50(30) 万円 | — | — |
| 自発的職業能力開発訓練 | 7万円 | 15万円 | 20万円 | 60万円 | 国内60万円 <海外200万円> |
| 特定訓練コース 特別育成訓練コース | 15(10) 万円 | 30(20) 万円 | 50(30) 万円 | — | — |
| 一般訓練コース | 7万円 | 15万円 | 20万円 | — | — |

賃金助成：訓練期間中に支払われた所定内の賃金に対する助成

| 訓練メニュー | 賃金助成の対象 | 賃金助成額※ ¹ | 限度日数/時間 |
|----------------------|---------------------|-------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 高度デジタル人材訓練 | 対象 | 中小企業 960円 大企業 480円 | 原則 1200時間 大学院、大学、専門実践教育訓練は 1600時間 |
| 成長分野等人材訓練 | | 960円 | |
| 情報技術分野認定実習 併用職業訓練 | 対象 | 中小企業 760円(+200円) 大企業 380円(+100円) | 1200時間 |
| 定額制訓練 | 対象外 | - | - |
| 自発的職業能力開発訓練 | 対象外 | - | - |
| 長期教育訓練休暇等制度 | 有給の長期休暇のみ 対象 | 1日6000円 (+1200円) | 最大 150日 |

受講者 1 人当たりの受講回数の制限

| 訓練メニュー | 受講回数の制限 |
|----------------------|----------------------------------------|
| 高度デジタル人材訓練 | 1人1年 ^{※1} 3回まで |
| 成長分野等人材訓練 | |
| 情報技術分野認定実習 併用職業訓練 | 1人1年 ^{※1} 1回 ^{※2} まで |
| 定額制訓練 | — ^{※3} |
| 自発的職業能力開発訓練 | 1人1年 ^{※1} 3回まで |
| 長期教育訓練休暇等制度 | ・制度導入助成(1事業主1回まで) ・賃金助成(1人150日まで) |